



2020年5月15日

各位

会社名 株式会社NTTドコモ
 代表者名 代表取締役社長 吉澤 和弘
 (コード：9437、東証第一部)
 問合せ先 総務部 株式担当
 (TEL. 03-5156-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日2020年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月16日開催予定の第29回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役会における経営戦略議論を一層充実させるとともに、事業会社として経営の機動力を更に向上させていく体制を整えるため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設、並びにこれらの変更に伴う条数の変更などを行うものです。

2. 変更の内容

具体的な変更内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| 第1条～第3条 [条文省略] | 第1条～第3条 [現行どおり] |
| (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> 4 会計監査人 | (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> [削除] 3 会計監査人 |
| 第5条～第18条 [条文省略] | 第5条～第18条 [現行どおり] |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> | <p>(取締役の員数) 第19条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、15名以内とし、<u>監査等委員である</u>取締役は、<u>5名以内</u>とする。</p> |
| <p>(取締役の選任の方法) 第20条 [新設]</p> | <p>(取締役の選任の方法) 第20条 当社の<u>監査等委員である</u>取締役及び<u>監査等委員でない</u>取締役は、それぞれ<u>区別して</u>株主総会において選任する。</p> |
| <p>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって<u>選任する</u>。</p> | <p>2 取締役の<u>選任</u>は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって<u>行う</u>。</p> |
| <p>2 [条文省略]</p> | <p>3 [現行どおり]</p> |
| <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(取締役の任期) 第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |
| <p>[新設]</p> | <p>2 <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |
| <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、<u>又は増員により</u>選任された取締役の任期は、<u>他の在任</u>取締役の任期の<u>残存期間と同一</u>とする。</p> | <p>3 任期満了前に退任した<u>監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の<u>満了する時</u>までとする。</p> |
| <p>(取締役会) 第22条 [条文省略]</p> | <p>(取締役会) 第22条 [現行どおり]</p> |
| <p>2 [条文省略]</p> | <p>2 [現行どおり]</p> |
| <p>3 [条文省略]</p> | <p>3 [現行どおり]</p> |
| <p>4 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各<u>監査役</u>にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>4 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> |
| <p>5 [条文省略]</p> | <p>5 [現行どおり]</p> |
| <p>6 [条文省略]</p> | <p>6 [現行どおり]</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 当会社に、社長1名を置き、取締役会の決議によって取締役の中から、選定する。</p> <p>2 当会社には、会長1名並びに副社長及び<u>常務取締役各若干名</u>を置くことができる。</p> <p><u>3</u> 前項の会長、副社長及び常務取締役の選定については、<u>第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>4</u> [条文省略]</p> <p><u>5</u> 社長のほか、取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p> <p><u>6</u> [条文省略]</p> <p><u>7</u> 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。</p> <p>第24条～第25条</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第23条</u> 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(代表取締役等)</p> <p><u>第24条</u> 当会社に、社長1名を置き、取締役会の決議によって<u>監査等委員でない取締役</u>の中から、選定する。</p> <p>2 当会社には、<u>取締役会の決議により、会長1名及び副社長執行役員若干名並びに常務執行役員及び執行役員</u>を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p><u>3</u> [現行どおり]</p> <p><u>4</u> 社長のほか、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役</u>の中から、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p> <p><u>5</u> [現行どおり]</p> <p><u>6</u> 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の<u>監査等委員でない取締役</u>がその職務を行う。</p> <p>第25条～第26条</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第26条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任の方法)</p> <p><u>第27条</u> 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(監査役会)</p> <p><u>第29条</u> 監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> | <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(監査等委員会)</p> <p><u>第27条</u> <u>監査等委員会</u>を招集するには、会日より3日前までに、各<u>監査等委員</u>にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>監査等委員会</u>に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(常勤監査役) <u>第30条</u> 監査役会は、その決議によって常勤監査役若干名を選定する。</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第31条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第32条～第35条 [条文省略] [新設]</p> | <p>(常勤の監査等委員) <u>第28条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定する。</p> <p>[削除]</p> <p>第29条～第32条 [現行どおり]</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第29回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

3. 変更の日程（予定）

- ①定款変更のための株主総会開催日 2020年6月16日
- ②定款変更の効力発生日 2020年6月16日

以上